

定期監査報告書

第1 監査の対象及び期日

総務局（児島、玉島、水島、庄、茶屋町、船穂支所）【明細は別表のとおり】

第2 監査に当たった監査委員

竹内 道宏、濱田 弘、矢野 周子、大橋 健良

第3 監査の方法

今回の監査は、主として令和4年度に執行された事務のうち、収入、支出、契約等予算の執行及び財産の管理等について、その事務が法令等に従い適正に行われているかどうかを主眼に実施した。監査にあたっては、任意に関係書類を抽出して調査し、必要により関係職員から事情を聴取するとともに、前回の定期監査で検討、改善等を要望した事項が適正に処理されているかについても留意して実施した。また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事務処理については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が認められたので必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

記

[児島支所総務課]

行政財産の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可について、土地使用料の算定方法に誤りがあり過大な使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例の規定に従い適正な事務処理をされたい。

[児島支所産業課]

普通河川等使用許可について（使用料を含む）

普通河川等使用料について、算定方法に誤りがあり過大な使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市道路および普通河川等管理条例に従い適正な事務処理をされたい。

[玉島支所総務課]

遺失物について

遺失物について、現金の拾得物を警察署長へ提出しているが、遺失物法に定める期間を経過したため、所有権を取得できなかった事例が見受けられたので、倉敷市遺失物処理規程等関係法令に基づき、適正な事務処理をされたい。

別表

監査の対象	監査の期日	監査の対象	監査の期日
児島支所		水島支所	
総務課	令和4年10月11日	総務課	令和4年10月12日
市民課	令和4年10月14日	市民課	令和4年10月12日
産業課	令和4年10月11日	産業課	令和4年10月6日
建設課	令和4年10月3日	建設課	令和4年10月17日
玉島支所		庄支所	令和4年10月4日
総務課	令和4年10月7日	茶屋町支所	令和4年10月5日
市民課	令和4年10月14日	船穂支所	令和4年10月7日
産業課	令和4年10月6日		
建設課	令和4年10月13日		